

鳥取県公報

目次

- ◇告示 県において管理する港湾及び予定港湾の区域等
- ◇選管告示 解散団体の收支報告書要旨
- ◇人委規則 職員に任用に関する規則
- ◇雑報 職員の任用に関する権限の委任に関する規則
鳥取食糧事務所出張所の所在地変更

告示

鳥取県告示第五百九十一号

鳥取県において管理する港湾及び予定港湾区域並びに意見申出期間を次のとおり定める。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、港湾名及び予定港湾区域

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

港湾名 予定 港湾 区域

鳥取港 鳥取港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十二秒東経百三十四度一分十二秒）から百三十二度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び千代川幹線と支川湖山川合流点の導流堤先端より三十八度に引きたる千代川幹川の下流の水面・並びに支川湖山川第一橋りょう、迄の水面。

二、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間
昭和二十七年十二月二十四日から昭和二十八年二月一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報

告書は次のとおりである。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十七年八月四日 至同 年十一月三十日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額		
鳥取県東部門協後援会	二、五〇〇、〇〇〇円	1	1	1	三、二五〇、〇〇〇円	1	二、五〇〇、〇〇〇円	三、一〇六、五〇〇円	1	1	昭二七、一〇		

四、主なる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

鳥取県東部門協後援会

一〇、〇〇〇、〇〇〇円

1

清水 臨藏

会社役員

鳥取市梶川町

一、五〇〇、〇〇〇

1

山川爲之助

〃

鳥取市東町

二 支出

政党、協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

鳥取県東部門協後援会

七、二二五、〇〇〇円

二

食糧費

三、四〇〇、〇〇〇

一

会議費

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員に任用に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁 良逸

職員に任用に関する規則

第一章 総則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律

第二百六十一号、以下「法」という）の規定に基づき職

員の任用に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第二條 左に掲げる用語については、次の定義によるも

のとする。

一 採用 現に職員（法第二十二條第二項の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的に任用された職員」という）を除く。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命すること。

二 昇任 職員を法令、條例、規則その他の規定により職務の級、吏員の級及び組織上の地位等が定められている職でその現に有するものより上位の職に任命すること。

三 降任 職員を法令、條例、規則その他の規定により職務の級、吏員の級及び組織上の地位等が定められている職でその現に有するものより下位の職に任命すること。

四 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命すること。

(この規則の効力)

第三條 この規則は職階制に基く任用に関する規則が制定実施されるまで効力を有するものとする。

第二章 任用

(競争試験による採用又は昇任の方法)

第四條 職えの採用又は昇任は、第十九條及び第二十條の規定により選考することが認められている場合を除き、人事委員会から提示された任用候補者のうちから行わなければならない。

2 前項の規定により任命する場合においては、任命権者は、採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

3 任命権者は第十六條の規定による採用試験及び昇任試験を兼ねる競争試験の結果作成された採用候補者名簿及び昇任候補者名簿があるときは、人事委員会に対して

簿及び昇任候補者名簿があるときは、人事委員会に対して兩名簿を通じての高点順による任用候補者の提示を請求し、その請求に基いて提示された任用候補者のうちから職員を採用し、又は昇任させることができる。

(選抜の方法)

第五條 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選抜は、任命すべき者一人につき、提示における高点順の志望者五人のうちから行うものとする。

但し、一の提示により補充されるべき職が四以上ある場合においては、そのうち三の職えの任用につき選抜の範囲に入りながら選抜されなかつた任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選抜の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者五人のうちから、その選抜を行うことができる。

(任用方法の特例)

第六條 任命権者は第三十五條の規定による通知がな

れた職又は第三十四條から第三十六條までの規定により提示された者のうち当該任用の志望者が五人に満たない場合において他に適当な任用候補者がない旨の通知が人事委員会からなされた職については、前條の規定にかかわらず、当該通知又は提示に係る者のうちからその職に採用し又は昇任させることができる。

2 採用候補者名簿から選抜された任用候補者が、現に職員として任用されている場合においては、第四條、第二十條及び前項の規定にかかわらず昇任させることができる。

(選抜の結果についての通知)

第七條 任命権者は、前二條の規定により選抜した場合にはその結果について、人事委員会に通知しなければならない。

(選考による採用又は昇任の方法)

第八條 第十九條及び第二十條の規定により指定された職への選考は、任命権者の請求に基き、任命しようとする者についてそのつ、度行うものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第九條 任命権者は左の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第一号の規定により臨時的任用を行うときは、その承認があつたものとみなす。

一 災害その他重大な事故のため法第十七條第一項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職を欠員にしておくことができな

い緊急の場合。

二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されること

とが予想される臨時の職に関する場合。

三 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がない旨若しくは第三十四條に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が五人に満たない場合で、人事委員会から

他に適当な任用候補者が無い旨の通知を受けた場合、
(臨時的任用の期間の更新)

第十條 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができる。この場合において前條第二号の規定による臨時的任用の期間の更新についてはその承認があつたものとみなす。但しいかなる場合においても、臨時的任用は再度更新することができない。

(條件附任用期間)

第十一條 法第二十二條第一項による條件附任用とされた職員は、その條件附任用期間の終了前に、任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において職員は、正式のものとなる。

(條件附任用期間の継続)

第十二條 條件附任用期間中の職員を他の職に任命した場合には、新たに條件附任用期間が始まる昇任の場合を除きその條件附任用期間が引き続くものとする。
(條件附採用の期間の延長)

第十三條 職員が條件附採用の期間の開始後六ヶ月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない場合において、その日数が九十日に達するまでその條件附採用の期間を延長するものとする。但し條件附採用の期間は一年をこえることはできない。
(辞令又は通知書の交付)

第十四條 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には職員に辞令又は、通知書を交付しなければならない。但し、訓令等をもつてこれにかえることができる。

一 職員を採用し、昇任、降任若しくは転任させ又は任用を更新した場合。

二 臨時的任用を行い又はこれを更新した場合。

三 職員に附与される公の名称が変更され、又は附加され若しくはなくなつた場合。

第三章 試験

(試験の対象となる職の区分)

第十五條 競争試験(以下「試験」という。)は、職務の級 吏員又は雇員の区分に応じて行うものとする。

但し必要がある場合には専門的知識若しくは技術を要する職の群等に応じて行うことができる。

(試験の方法)

第十六條 試験は、職務遂行の能力の有無及びその能力の順位を正確に判定するため、次の各号に掲げる方法の一により行うものとする。

一 筆記試験及び身体検査

二 口頭試験及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法

三 第一号及び第二号の方法をあわせ用いる方法

2 人事委員会は、必要に応じて一の職について採用試験及び昇任試験を兼ねる試験を行うことができる。

(試験の告知)

第十七條 採用試験の告知は、県公報、新聞、ラジオその他適切な広報手段によつて行うものとする。

2 昇任試験の告知は、受験資格を有するすべての職員に受験に必要な事項を周知させることができるように

適切な方法によつて行うものとする。

3 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該試験の対象となる職についての職務と責任の概要及び給与

二 受験資格

三 試験の時期及び場所

四 受験申込書の入手及び提出の場所、時期及びその他必要な受験手続

五 任用候補者名簿の作成の方法

六 その他必要と認める事項

4 昇任試験の告知の内容は、採用試験の場合に準じて定めるものとする。

(受験の資格要件)

第十八條 人事委員会は受験の資格要件として必要な最低の経歴、学歴、免許及び年令等は、当該試験の対象となる職の区分に応じてそのつ度定めるものとする。

第四章 選考

(選考により採用する職)

第十九條 左の各号に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第十七條第三項但書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。

一 職務の級七級以上の職、又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

二 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国が行つた試験又は選考に合格した者をもつて補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

三 かつて職員であつた者をもつて補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

四 試験を行つても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位が困難である

ると人事委員会が認める職

五 前四号に規定するものの外、人事委員会が試験にやるべきと認めると認める職。

(選考により昇任させる職)

第二十條 左の各号に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第十七條第三項但書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。

一 職務の級七級以上の職、又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

二 職務の級三級以下の職、又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

三 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国が行つた試験又は選考に合格した者をもつて補充しようとする職で、当該試験又は選考にかかる職と同等以下と人事委員会が認める職

四 昇任させようとする職員がかつて任用された職と同等以下と人事委員会が認める職

五 試験を行つても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位が困難であると人事委員会が認める職

六 前五号に規定するものの外、人事委員会が試験にやるべきと認めると認める職

(選考の方法)

第二十一條 選考は選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかを基にして判定するものとし、必要に応じて、経歴評定、実地試験、筆記試験、その他の方法を用いることができる。

(選考の基準)
第二十二條 選考の基準は職務の種類に応じ人事委員会が定める。

2 選考の基準は、職務遂行上必要と認められる職務の経歴、学歴、資格、免許、知識、健康状況若しくは技能等とし、昇任の場合については、更に勤務実績の良好であることを含むものとする。

(選考の場合の特例)

第二十三條 人事委員会は、前條の規定により定められた選考の基準によつては欠員を補充することができず、そのため公務の運営に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前條の規定にかかわらず選考を行うことができる。

(選考機関の行う調査)

第二十四條 人事委員会は、選考される者の身上調査その他選考の実施に必要な事項について調査を行うことができる。

(選考の委任)

第二十五條 人事委員会は、定型的な選考その他人事委員会が適当と認める選考については、その実施を任命権者に委任することができる。

第五章 任用候補者

(名簿の作成)

第二十六條 任用候補者名簿(以下「名簿」という。)は採用試験の結果に基いて作成される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基いて作成される昇任候補者名簿

簿の二種とし人事委員会の議決により確定する。

2 名簿に記載された事項については、名簿の確定後はいかなる変更又は訂正をも行うことができない。但し、第二十八條から第三十一條までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。

(名簿の統合)

第二十七條 第三十二條の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となつてゐる職につき新たに名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧兩名簿を統合して名簿を作成することができる。

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧兩名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいづれか高い方の得点に基いて記載するものとする。

(任用候補者の名簿からの削除)

第二十八條 人事委員会は、任用候補者が左の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除する

ことができる。

一 任用に関する人事委員会、任命権者等からの照会に對して十日以内に応答しない場合

二 心身の故障のため当該名簿の対象となる職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなつた場合

三 前号に定めるものの外、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合

四 その他人事委員会が定める場合

第二十九條 人事委員会は、任用候補者が左の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除しなければならぬ。

一 当該名簿からの提示に基いて任命された場合

二 当該競争試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなつた場合

三 当該受験の申込又は当該競争試験において、虚偽若しくは不正の行爲をし又はしようとしたことが明らかとなつた場合

四 昇任候補者名簿については、職員としての地位を失つた場合。

五 任用を辞退した事由が第三十八條各号の一に該当しないと人事委員会が認めた場合。

六 その他人事委員会が定める場合。

(任用候補者の名簿への復活)

第三十條 人事委員会は、左の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。

一 第二十八條第二号の規定により名簿から削除された者について人事委員会が正当な事由により当該照会に応答しなかつたと認める場合。

二 第二十八條第三号又は第四号の規定により名簿から削除された者について人事委員会がそれらの規定に該当しなくなつたと認める場合。

三 第二十八條第五号の規定により名簿から削除された者について人事委員会が名簿に復活することを適當と認める場合。

四 第二十九條第一号の規定により名簿から削除された者で條件附採用期間中に免職されたものについて人事委員会が名簿に復活することを適當と認める場合。

(名簿の訂正)

第三十一條 人事委員会は、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿を訂正しなければならない。

(名簿の失効)

第三十二條 人事委員会は、左の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

一 名簿がその確定後一年以上を経過した場合。

二 名簿をその対象となつてゐる職について新たに作成された名簿と統合することができない場合。

三 その他人事委員会が定める場合。

2 前項により名簿を失効させた場合においては、その旨を関係者に通知するものとする。

(名簿の閲覧)

第三十三條 人事委員会は任命権者等の請求がある場合において名簿を閲覧させることができる。

(任用候補者の正規提示)

第三十四條 人事委員会は、第四條第二項の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があつた場合において、名簿から任用すべき者の数に四人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。但し、同じ得点の者が二人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決めたい場合においては、正規の提示数をこえてこれらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者の数が正規の提示数に満たない場合においては、人事委員会は、最も適当と認められる他の名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名

簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

3 第一項の名簿がない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者を選択して正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

(任用候補者の正規提示ができない場合)

第三十五條 人事委員会は、前條第二項又は第三項の規定によつても提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が五人以上であるときは、これを提示するものとする。

2 前項の場合において、その数が五人に満たないときは、人事委員会は、その者の住所氏名及び得点等を任命権者に通知するものとする。

(任用候補者の附加提示)

第三十六條 人事委員会は、第三十四條の規定により任用候補者を提示する場合においては、第五條但書の場合

及び提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められるものがある場合においてはその者のうちから、その者がない場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者のうちからそれぞれ任用候補者を高点順に附加して提示することができる。この場合において最後に提示される任用候補者と同じ得点の任用候補者があるときは、これを提示するものとする。

(任用辞退)

第三十七條 任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から十日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定により辞退の届を受理した

場合においては、すみやかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

3 任命権者が第一項の辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(任用の辞退に因る任用候補者の提示の延期)

第三十八條 人事委員会は、前條第二項の規定により通知を受けた場合において当該辞退の事由が左の各号の一に該当すると認めるときは辞退の事由がやむまで又はその志望にかなつた提示ができるまで当該任用候補者の提示を延期するものとする。

一 現に疾病にかかり又は負傷していること。

二 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、且つ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

三 勤務庁又は勤務地が任用候補者の志望と異つてい

四 その他正当な事由があること。

第六章 雑 則

(この規則の実施に關し必要な事項)
第三十九條 この規則の実施に關し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 第十九條第二号及び第二十條第三号の試験及び選考には、他の都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市において従前の規定により行われた試験又は選考により現に任用されている職員の出張試験又は選考を含むものとする。
- 3 昭和二十五年三月二十六日から昭和二十七年十二月十二日までの間に行われた試験(地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第七十五号)附則第三項の規定により人事委員会が行つた採用試験を除く。)に合格し、現に任用期間の定がある職員(いわゆる臨時職員)又は職員として任用されている者は、

昭和二十八年六月九日までの間は第十九條及び第二十条の規定にかかわらず選考により当該試験にかかると同等以下と人事委員会が認める職を採用し、又は昇任させることができる。

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の任用に關する権限の委任に關する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

職員の任用に關する権限の委任に關する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十六年法律第二百六十一号)第八條第三項の規定に基づき、職員の任用に關する権限の委任に關する事項を定めることを目的とする。

(任命権者への委任)

第二條 職員の給与に關する條例(昭和二十六年鳥取県

雑 報

條例第三号)第三條に規定する職務の級一級から十五級までの昇格の選考については各任命権者にその権限を委任する。
附 則
この規則は公布の日から施行する。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取食糧事務所長 西 山 義 雄

出張所所在地変更について

鳥取食糧事務所米子支所大篠津出張所の所在地を、昭和二十七年十二月一日から次のように変更した。

記

事務所所在地

旧 鳥取県西伯郡大篠津村大字後川尻六五五番地
新 " " " 大字大篠津一、三九八番地

自治庁行政部監修 地方自治小六法

◇絶讃！三版出来！

B7六三〇頁
写真植字オフセット刷
定価 二二二〇円
(送料 一六円)

〔ポケット判〕

執務上便利能率的・携帯至便
内容豊富で破格的廉価
公務員の座右に必ずこの一冊を!!

自治庁行政課長 長野士郎書 ◇十一月発売

本定 地方自治法逐條解説

A5九〇〇頁
予価 七〇〇円

はじめて明らかにされた

全條文にわたる有権解釈

今次改正を含む待望の最新版!

自治庁次長 鈴木俊一著 ◇発売中

改正 地方自治制度

B6三五〇頁
定価 二五〇円
送料 三二円

さきに好評四版を重ねた名著。今國會の大改正に基き全く稿を新たに書き下した最新版。地方公務員の執務軌範、研修用に最適!

文部省地方課長 北岡健二著 ◇発売中
教育委員会法逐條解説

A5三二〇頁
定価 一九〇〇円
送料 三二円

直面する課題に應え

初めて世に出る有権解釈の決定版!

日本図書館協会選定図書
本書は全教育會の熱烈に應えて教育委員會―地方教育行政の運営を指導する文部省北岡地方課長外担当事務官がその總力を擧げて豊富な資料をこゝに結果し誰にも判るよう平易に解説した教育委員會の正しい運営を示す決定版!

〔ポケット判〕
教育委員會關係法令集

オフセット刷 二〇〇頁
ノート兼用式 一〇〇頁
定価 一〇〇円
(送料 一六円)

文部省地方課編集

発行所 学陽書房

東京都豊島区雑司谷一ノ三九二
振替東京八四二二四〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行日火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町